被告人Aに対する贈賄被告事件につき、申立人から裁判官関根小郷、同天野武一、同坂本吉勝を忌避する旨の申立があつたが、右申立は、本件記録に徴すれば、訴訟を遅延させる目的のみでされたことが明らかであるから、刑訴法二四条により裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件忌避の申立を却下する。

昭和四九年五月七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	_
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里	П	清	雄
裁判官	高	辻	正	己